

件名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法の一部を改正する法律 （平成19年2月28日公布、同年3月22日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、公職選挙法第142条第11項の規定に基づき、愛媛県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担を行おうとするもの</p> <p>1 題名の改称 「愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における<u>選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営</u>に関する条例」 ↓ <u>選挙運動の公費負担</u></p> <p>2 選挙運動用ビラの作成の公費負担 愛媛県知事の選挙における候補者は、当該候補者に係る供託物が公職選挙法の規定により県に帰属することとならない場合に限り、4の規定により算定した金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる。</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出 選挙運動用ビラの作成の公費負担を受けようとする者は、ビラ作成業者との間で選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を県選挙管理委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 選挙運動用ビラの作成に係る公費の支出 県は、候補者がビラ作成業者に支払うべき金額のうち、契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（上限額は次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額）に選挙運動用ビラの作成枚数（公職選挙法で定める枚数の範囲内であることにつき、県選管が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラの作成業者に支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円30銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 36万5,000円と4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数は、1銭とする。）</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>ビラ作成経費（国政選挙の算定に準ずる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補者1人当たりの作成枚数の上限 15,000枚×3（=4（本県内の衆議院小選挙区の数）-1）+100,000枚=145,000枚</li> <li>選挙運動用ビラ1枚当たり単価 <math display="block">\frac{4円88銭 \times (145,000枚 - 50,000枚) + 365,000円}{145,000枚（作成枚数）} = 5円72銭（1銭未満端数切上げ）</math></li> <li>候補者1人当たり必要経費 5円72銭（単価）×145,000枚（上限作成枚数）=829,400円</li> </ul> <p>他の都道府県の状況 対応済み11、対応予定26（6月議会21、9月議会3、時期未定2）、未定9</p>	